

令和6年3月25日

## 公 告

防衛省共済組合八尾支部  
支部長 原 口 直 弘

大阪府八尾市空港1丁目81番地に所在する陸上自衛隊八尾駐屯地において、クリーニング取次店の設置及び経営を行う業者を募集します。

## 記

## 1 公募に付す事項

陸上自衛隊八尾駐屯地におけるクリーニング取次店の設置及び経営

## 2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて募集に参加しようとする者ではないこと。

## 3 公告期間

令和6年4月1日（月）～令和6年4月15日（月）

## 4 募集要領及び仕様書の入手要領

以下のいずれかの方法による。

- (1) 陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページからダウンロード

掲載期間

令和6年4月1日(月)～令和6年4月15日(月)

- (2) 防衛省共済組合八尾支部(陸上自衛隊八尾駐屯地 厚生センター内)にて直接入手(直接入手の場合は事前に問い合わせ先までご連絡ください。)

ア 期 間

令和6年4月1日(月)～令和6年4月15日(月)(ただし、土日・祝祭日を除く。)

イ 時 間

午前9時～午後4時

## 5 業者説明会

- (1) 日 時

令和6年4月16日(火) 午後3時～午後4時

- (2) 場 所

陸上自衛隊八尾駐屯地 厚生センター1階 多目的ホール

- (3) 注意事項

ア 本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

イ 参加を希望される業者の方は、令和6年4月15日(月)午後4時(ただし、土日・祝祭日は除く。)までに会社名、参加者氏名及び連絡先を次項第2号「問い合わせ先」までご連絡ください。(電話連絡可)

ウ 参加者は1業者2名以内です。

エ 当日は、募集要領、仕様書、印鑑(認印可)を持参して下さい。

## 6 その他

- (1) 細部の内容は募集要領及び仕様書をご確認下さい。

- (2) 問い合わせ先

防衛省共済組合八尾支部(担当:谷・亀田)

〒581-0043 大阪府八尾市空港1丁目81番地

電 話 072-949-5131(内線325)

「陸上自衛隊八尾駐屯地におけるクリーニング取次店の  
設置及び経営」

募 集 要 領

防衛省共済組合八尾支部

## 募集要領

### 1 概要

大阪府八尾市空港1丁目81番地に所在する陸上自衛隊八尾駐屯地において、職員の利便性を確保するため、クリーニング取次店を設置及び経営する業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

### 2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

### 3 設置施設の所在地及び名称

- (1) 所在地  
大阪府八尾市空港1丁目81番地
- (2) 名称  
陸上自衛隊八尾駐屯地

### 4 設置条件

- (1) 設置業種及び店舗数  
クリーニング取次店 1店舗
- (2) 設置場所  
厚生センター1階クリーニング店舗

## 5 応募手続き等

## (1) 業者説明会

仕様書の説明、現地確認及び企画提案書の作成要領について説明会を実施する。

## ア 日 時

令和6年4月16日（火）午後3時から午後4時

## イ 場 所

陸上自衛隊八尾駐屯地 厚生センター（1階多目的ホール）

## (2) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり、提出書類を期限までに提出すること。

## ア 提出書類

(ア) 申請書（別紙第1） 1部

(イ) 企画提案書（別紙第2） 16部

次の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）

b 営業日及び営業時間（その他、臨時営業等の可否も含む）

c 清算方法（レジ（現金）、電子マネー、プリペイドカード等）

d 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

e 衛生管理方法（感染症対策についても記載すること。）

f 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

g クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

h その他アピールポイント（社会貢献、自衛隊に対する協力、表彰等）

(ウ) その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次の関係書類を併せて提出すること。

a 業務確約書（別紙第4）

b 戸籍抄本

法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書とし、申請日から3カ月以内に発行されたもの。）

c 営業経歴書

会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載されたもの。

（これらの内容が記載されたパンフレット等でも可）

d 財務諸表

(a) 個人

直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出したもの）所得税青色申告決算書、確定申告書

(b) 法人

直近の（申請日直前1年以内に税務署に確定したもの）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等

e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書（申請日から3カ月以内に発行されたもの。）

※ 個人の場合は国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2、法人の場合は同書式その3の3

f 会社概要（任意様式、パンフレット可）

g 印鑑証明書（申請日から3カ月以内に発行されたもの。）

h 都道府県知事の発行した営業許可書の写し

i 誓約書（別紙第5）

j 役員名簿（別紙第6）

注： 防衛省競争参加資格（全省統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）を、b、c、d及びeに定める書類に代えることが出来る。

イ 提出先

防衛省共済組合八尾支部

〒581-0043 大阪府八尾市空港1丁目81番地

電話 072-949-5131（内線325）

ウ 提出期限

令和6年4月26日（金）午後5時必着

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出書類が提出期限までに到着しなかった場合

イ 提出書類に不備がある場合

ウ 提出書類の内容が、募集要領で規定する事項を満たさない場合

エ 提出書類に虚偽の記載があった場合

オ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

カ 過去又は現在、防衛省（防衛省共済組合を含む）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料）及び光熱水料を滞納したことがある又はしている場合

キ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出後の書類変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

6 選考の方法

提出された企画提案書に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

7 業者決定の通知方法

採用が決定した業者には、文書（郵送）及び電話により通知する。

申 請 書

令和 年 月 日

防衛省共済組合八尾支部長 殿

本社（店）所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

法人・個人の別  
担当者氏名：  
電 話：  
F A X：

法人・個人

陸上自衛隊八尾駐屯地において、クリーニング取次店の設置及び経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、提出した書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

(申請を行う業種等)

分 類	業 種	場 所
委託売店	クリーニング取次店	厚生センター1階 クリーニング店舗

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書（クリーニング取次店）

会社概要

- 1 会社名 :
- 2 本社所在地 :
- 3 設立年月日 :
- 4 資本金 :
- 5 社員数 :
- 6 企画提案内容

a 主な販売予定商品・販売価格表（カタログ等添付）（別紙第3）
b 営業日及び営業時間（その他、臨時営業等の可否も含む） (a) 平日 営業時間： (b) 土日祝日 営業： 有 ・ 無 営業時間： (c) その他
c 清算方法及び種類 （レジ（現金）、電子マネー、プリペイドカード等）
d 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置



e 衛生管理方法（感染症対策についても記載すること。）

f 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

g クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

h その他アピールポイント（社会貢献、自衛隊に対する協力、表彰等）



業務確約書

令和 年 月 日

防衛省共済組合八尾支部長 殿

「陸上自衛隊八尾駐屯地におけるクリーニング取次店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

法人・個人の別  
担当者氏名：  
電 話：  
F A X：

法人・個人

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用してください。

## 誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第6により変更後の役員名簿を提出します。

#### 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は貸借権を譲渡すること。

#### 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。
  - ※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
  - ※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省共済組合八尾支部長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

印



「陸上自衛隊八尾駐屯地におけるクリーニング取次店の設置  
及び経営」

仕 様 書

防衛省共済組合八尾支部

## 仕様書（その1）

- 1 業務件名  
陸上自衛隊八尾駐屯地におけるクリーニング取次店の設置及び経営
- 2 業務内容  
クリーニング取次店の設置及び経営
- 3 相手方の決定  
本業務を行う者については、防衛省共済組合八尾支部長（以下「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
  - (1) 本業務を行うに際し、クリーニング取次店に係る国有財産の使用許可申請は甲が行う。
  - (2) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取消し、又は変更することがある。
    - ア 本業務を行う者（以下「乙」という。）が許可条件に違反したとき。
    - イ 国において使用物件を必要とするとき。
  - (3) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、乙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、乙は国及び甲に対し、一切の補償を請求することはできない。
  - (4) 乙が原状回復の義務を履行しないときは、甲は、乙の負担においてこれを行うことができる。この場合、乙は何らの異議を申し立てることができない。
- 5 乙の資格  
乙は、以下の条件を満たしていること。
  - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
  - (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
  - (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
  - (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- 6 管理手数料  
乙は、甲に売上高に応じ0%～5%の管理手数料を支払うこと。  
なお、管理手数料は、納付通知書により甲が指定する期日までに全額を支払うこととし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。
- 7 光熱水料  
乙は、管理手数料とは別に、国が算定した本業務に要する光熱水料を負担しなければならない。また、毎月国の指定した日時及び場所に光熱水料を持参して支払うものとし、指定した日時に納金しなかった場合は、延滞金が発生することがある。
- 8 業務期間  
委託契約日以降から令和7年3月31日

## 9 費用負担

本業務に伴う費用は、乙の負担とする。

## 10 名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

## 11 管理責任

- (1) 乙は、自らの責任において店舗を管理し、火災、盗難、感染症等の予防及び適正な施設の維持について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。  
乙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 乙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (3) 乙は、従業員の身元、規律の維持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (4) 乙の従業員は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。また、過去に加入していた者は業務に従事させてはならない。
- (5) 使用施設及び部品は、本業務の範囲内で使用し、常に善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。  
また、維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費はすべて乙の負担とし、その費用は請求しないものとする。

## 12 衛生等の保持

- (1) 乙は、乙の従業員が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。
- (2) 乙は、乙の従業員に対して検温による体調管理を実施するとともに、店舗の消毒等の感染症対策を十分に実施すること。
- (3) 乙は、甲の定める感染症対策の指示に従うこと。

## 13 情報保全の遵守

- (1) 乙は、甲の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲に関する情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は、乙の従業員に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。



#### 14 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲に損害を与えた場合には、甲に対し一切の損害を賠償するものとする。

#### 15 自己都合による業務の解除

乙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、6か月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、乙は残期間又は延期期間に相当する使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行う者は、当該開始前に解除を申し出ること。

#### 16 業務仕様

- (1) 乙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たり、甲の指示に従うこと。
- (3) 乙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。
- (4) 店舗の設置及び撤去に係る費用は、乙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。
- (5) 乙は、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (6) 常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲の指示に可能な限り従うものとする。
- (7) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (8) 乙は、商品の瑕疵（かし）等について、利用者又は甲からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (9) 乙は、毎日、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。また、産業廃棄物の廃棄処分を適切に行い、環境の保全に努めること。
- (10) 乙は、毎月売上月計表を翌月の初日までに、また収支計算書を翌月10日までに、及び毎事業年度の損益計算書を翌事業年度の5月31日までに甲に提出すること。
- (11) 乙は、乙の従業員について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を甲に提出するものとする。また、従事者名簿の記載事項について確認するための書類（履歴書（写し））等、甲の指示する書類を甲に提出しなければならない。
- (12) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲及び乙の間で協議する。

## 17 仕様の細部

店舗の仕様の細部は、仕様書（その2）のとおり。

## 18 その他の条件

災害等発生時における自衛隊の行動に際して、営業時間及び販売品目の変更等について、柔軟に協議に対応できること。

## 仕様書（その2）

- 1 募集業種  
クリーニング取次
- 2 設置場所  
厚生センター1階クリーニング店舗
- 3 国有財産使用許可面積  
16.31㎡  
※倉庫等共有スペースが必要な場合、別途協議する。
- 4 営業日、営業時間等
  - (1) 営業日  
平日（GW、夏季、年末年始休暇等を除く）、別途協議可
  - (2) 営業時間  
午前11時30分から午後6時まで（基準）、別途協議可
- 5 販売品目  
クリーニング取次
- 6 既存店舗保有備品（原則撤去予定）  
業者説明会時に確認